

加工食品の「特色のある原材料の表示」について

食育消費流通課

加工食品に表示されている「〇〇使用」等の表示は、消費者にとって関心の高い事項であるため、消費者庁は「食品表示基準Q&A」の中で、表示の留意点を「特色のある原材料の表示」として紹介しています。

なお、「特色のある原材料」とは、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が100%でない場合に「〇〇使用」、「〇〇入り」のように「使用した旨」を表示することが、消費者に優良誤認を与えると考えられるものを指します。

1 表示の具体例

具体的には、以下の表示等が該当します。

- ① 製品表面などに「〇〇使用」、「〇〇入り」のように、特色のある原材料を強調して表示する場合
- ② 製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合
- ③ 「〇〇を使用し、・・・」のように説明書きなどで特色のある原材料を使用した旨を表示する場合
- ④ 一括表示部分の原材料名として「うるち米（〇〇）、・・・」のように表示する場合

2 「使用割合」の併記が必要です

例えば、商品に「国産××使用」のように「特色のある原材料」の表示がされている場合、消費者は「国産××」の使用割合が100%であると認識すると考えられます。

このような場合において、実際には「国産××」の使用割合が10%であったとすると、消費者を誤認させることになるため、「国産××10%使用」のように使用割合を併記することが「食品表示基準」で定められています。

3 表示方法

特色のある原材料の表示に関しては、以下のいずれかの使用割合を表示します（使用割合が100%である場合には、割合の表示を省略することができます。）。

- ① 製品に占める割合
- ② 特色のある原材料と同一の種類原材料に占める割合（この場合、同一の種類原

材料に占める割合である旨を表示する必要があります。)

例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合の表示例は、以下のとおりです。

【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記

(例1)「コシヒカリ 50%使用 (米に占める割合)」

(例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは 50%です」

【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示

(例) 「原材料名 うるち米 (コシヒカリ 50%)、…」

注) 特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があります。

4 留意事項

特色のある原材料の表示では、以下の事例に御注意ください。

Q. 黒糖を使用して製造した製品に、「沖縄県産さとうきび使用」のように表示することはできますか。

A. 製造者が黒糖を購入して製品を製造しており、自らさとうきびを使用していない場合、「沖縄県産さとうきび使用」等と強調して表示することは適切ではありません。

このような場合、「使用している黒糖は、全て沖縄県産さとうきびから作られています。」など、事実在即して表示することは可能です。